

Q その後、国家賠償請求訴訟へと繋がるのですね。

A そうですね。多くの国民は、「らい予防法」の廃止、そして「国賠訴訟」のおりにハンセン病の快復者や療養所の存在、そして人権侵害の歴史について知ることになったのだと思います。寝た子が起きたというわけです。快復者の方々の訴えに共感する市民も立ち上がり、今年で結成60年の節目を迎えた患者運動組織（**全国ハンセン病療養所入所者協議会**）のリーダーは、私たちの運動は当初の50年は孤立してきたが、「国賠訴訟」を契機によりやうく国民の支持を得ることができて、大きな力になったと、しみじみ述べています。



「国賠訴訟」の原告勝利の熊本地裁の判断に対して、国は、控訴をしない談話を発表し、原告に謝罪すること、補償すること、名誉回復をはかることを首相談話として約束しました。

←小泉首相(当時)に控訴断念を求める原告団代表

国立ハンセン病資料館 2009 より収録

もちろん国の責任は大きいでしょう。しかし国による「絶対隔離」政策を支えてきたのは、他ならぬ私たちなのです。社会・世間における差別・偏見が根強く残っていると認識するならば、その際、社会・世間を構成する人、**差別・偏見を保持している人は、他ならぬ私たち自身だということに、まず気づくべきでしょう。**加害・被害という二分法は単純化しすぎるとお叱りを受けるかもしれませんが、ハンセン病問題を考えるときに、被害当事者（快復者本人とその家族）でない**私たちは、まずは加害の淵に立っている**と考えるべきなのです。

「国賠訴訟」後、熊本の菊池恵楓園の入所者が黒川温泉に行こうとして、**ハンセン病を理由にホテルに宿泊を断られるという事件**がありました。当然、抗議した入所者に対して、ホテルの責任者は謝罪しましたが、それに誠意がないと入所者が謝罪受け入れを拒否した様子がマスコミで報道されたところ、「**何様だと思っているのだ**」「**ハンセン病の人と同じ風呂に入るのを拒否するのは当然**」「**かわいそうだと思って同情してきたが、偉そうにするな**」などという匿名の差別文書が殺到しました。

誹謗中傷文書の送り手の多くが「善良な市民」を装っていたことに注目してよいと思います。この人たちは、**自分たちの行為が偏見の虜**になった立派な人権侵害にあたることに気づいていないのです。おそらく普段は「善良な市民」として生活してきたに違いないのです。そのように考えると、**同じような差別行為を、私も無意識のうちに誰かに対して行っているのかもしれない。社会に根を下ろした差別・偏見の恐ろしさとは、ある刹那にその人を人権侵害に値する行動にかりたててしまうことにあるのかもしれない。自分は大丈夫だろうか？**自己点検し、**身構える必要がある**と言えるでしょう。

Q 偏見、差別は他人事ではなく我が事なのです。このハンセン病資料館が訴えたいのもそういうところにあるのでしょうか？

A ハンセン病資料館も「国賠訴訟」における名誉回復の一環として、啓発拠点として国が積極的に財政的な支援を行う国立の施設として2007年にリニューアルされました。しかし、その母体の設立は1993年に遡ります。その資料館は、**療養所に暮らしてきたハンセン病の快復者自身の努力によって設立・運営**されてきたことに大きな特徴があります。ですからその設置目的も、ハンセン病患者・快復者自身が、**苦難を生き抜いてきた証を残すこと**、ハンセン病患者・

快復者が、自分たちに対してなされたのと**同じ過ちが社会にくり返されないように訴えかけること**，というように明確でした。

この目的を達成するための手段として、<もの>を展示する資料館という手段が採用されたというわけです。**<もの>自体は語りませんが、集められた <もの> 資料に何を語らせるのか、その目的が非常に明確なところがうちの資料館の特徴**だと思います。それは国立になっても変わらないスタンスです。「国賠訴訟」を契機に国立施設としてリニューアルされた際に、国の誤った政策により引き起こしたハンセン病患者・快復者の**被害に対し、国が補償のひとつ（名誉回復）を実践する**という目的が新たに加わったというわけです。

これらの大きな三つの目的を柱にして、ハンセン病資料館は、人権学習の場として、差別や偏見の解消を目指した活動を実践しています。特に資料館の利用者に対して、ハンセン病問題を傍観者として見るのではなく、歴史や未解決の問題を知ることを通して、**当事者意識・加害意識の喚起を行うことを重要視**しています。**人権の擁護は大事だと口で言っても、頭でわかっているも何も始まりません。利用者が具体的な人権侵害の歴史に学び、自分の日常に直接関わる問題として自覚できるような仕掛けを用意することが大事だと考えています。**それは人間の尊厳性について考えることにも通じます。**人はどのような障害や病気をかかえていても、人は人であり、尊重される存在であるはず**です。そのように考える態度や姿勢を養うこと、それはすなわち**人権感覚を磨くこと**に相違ないと思います。

Q ハンセン病資料館の展示を見学するとき、どんなことに注意したらよいのですか？

A 展示見学のスタイルにとくに縛りはありません。自由に自分のペースでご覧になればよいと思います。ただ、ハンセン病資料館に限られませんが、**人権博物館というカテゴリーでくられる施設を見学する際には、知らないことを知るといった知識の獲得も大事ですが、人権侵害を受けた被害者の立場に対して、いかに想像力をはたらかせて、「共感」できるのが重要になるように思います。**

たとえば、ハンセン病資料館の展示室には、「生き抜いた証」の展示コーナーの片隅に、ハンセン病の快復者が今なお「取り戻せていないもの」として、「家族との絆」「社会との共生」「入所前の生活」「人生の選択肢」の4つを小さな文字パネルで示してあります。そうなのかと文字を読み、頭で理解するだけでなく、是非、この意味するところ、なぜそうってしまったのか、



自分の立ち位置と関連づけながら、想像力をはたらかせて、感じてほしいと思います。

平成23年5月の統計で、**国立ハンセン病療養所の入所者数は2300名を切り、その平均年齢は80歳を超えています。**

「取り戻せていないもの」のうち、「入所前の生活」「人生の選択肢」などは、取り返しのつかないことです。でも「家族との絆」「社会との共生」はどうでしょうか。

↑ 国立ハンセン病資料館の展示物 国立ハンセン病資料館 2009より収録

「世界で一番遠いところが故郷だ」と呟く入所者や「歳をとってしまって社会復帰は無理だが、社会の方から療養所に入ってきて、私たちと共生してほしい」と話す入所者の願いとは何か、それでは私たちは何ができるのか、想像力をはたらかせて考えて、そして行動してほしいのです。

また、展示室の出口には、「あなたのやさしさを信じて」という館長のメッセージが掲げられています。「やさしさ」という文字を漢字で表記すると「優しさ」となります。「人」が「憂い」に寄り添うことで、「優」という文字になります。「人」の「憂い」に寄り添おうという気持ちが「やさしさ」であり、そのような気持ちで、人権侵害の被害者の主張に耳を傾けてほしい、と願っているというわけです。

ハンセン病問題に限ったことではありません。本人に責任のない理不尽な理由で社会から排除されている人（いじめられている人）がそこにいることに気づいたとしたら、あなたはどのようにしますか？

先ほど自己点検し、身構える必要があるかもしれない、と述べましたが、まさにそれは、あなたはやさしいか？ 自分はやさしいだろうか？ と問う行為なのだと思います。そのように問いつづけることが、人権感覚を磨くことに繋がるのだと考えます。学校現場における人権教育において何を学ぶべきか、何を教えるべきかという課題に対する答えも、自分はやさしいだろうか？と愚直に問いつづけることによって、自ずと見いだせるように思うのです。



厚生労働省では、今般、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的とした、中学生向けパンフレットを作成しています。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

※国立ハンセン病資料館では、多磨全生園入所者自治会前会長平沢保治さんの「語り部映像」の貸し出しなどを行っています（小学校3・4版、小学校5・6年版、中学生版）。

http://www.hansen-dis.jp/kids/kataribe_01.html



国立ハンセン病資料館

〒189-0002

東京都東村山市青葉町 4-1-13

Tel.042-396-2909

交通アクセス

西武池袋線清瀬駅南口より、久米川駅行き又は所沢駅行きバス約10分

（「ハンセン病資料館」下車）